

施設等機関、特別の機関を含む職員の人事権について

(論点整理 (関連部分))

Ⅲ. 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

2. 国民生活センターの機能を担う国における組織形態について

(2) 次の移管先それぞれについて、どのようなことが期待できるのか。
想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫 (法制度や運用上の工夫など) ができるか。

- ①内閣府本府
- ②消費者委員会
- ③消費者庁

○原則：職員の任免は、各府省の大臣または各外局の長が行う

※施設等機関、特別の機関の長及び職員の任免についても同様

※外局の長の任命は、各府省の大臣が行う

⇒国民生活センターを内閣府本府に移行した場合：内閣総理大臣が任免

⇒国民生活センターを消費者庁に移行した場合：消費者庁長官が任免

※ただし、消費者庁長官の任命は、内閣総理大臣が行う

【国家公務員法】

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣 (内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関 (内閣府を除く。) に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、この法律及び人事院規則に従い、これを行う。

《特別の機関の例外》

(1) 外局に属する特別の機関の長の任免に、本府省の大臣が関与

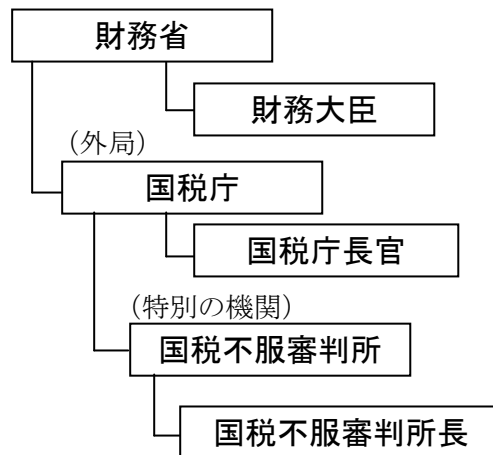
○国税不服審判所

(財務省の外局 (国税庁) に属する特別の機関の長の任命について、財務大臣が関与)

【国税通則法】

第七十八条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命する。

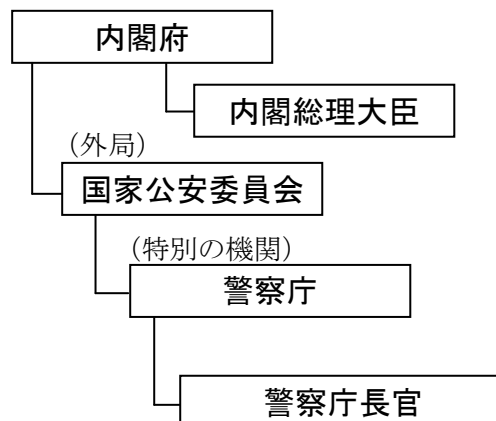


○警察庁

(内閣府の外局に属する特別の機関の長の任命について、内閣総理大臣が関与)

【警察法】

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。



《当てはめのイメージ》

○国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センターの長は、国民生活センター長とし、内閣総理大臣が任命する（原則どおり）

○国民生活センターを消費者庁の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センターの長は、国民生活センター長とし、消費者庁長官が内閣総理大臣の承認を受けて、任命する《法律事項》

(2) 特別の機関の職員の任免を、当該機関の長が行う

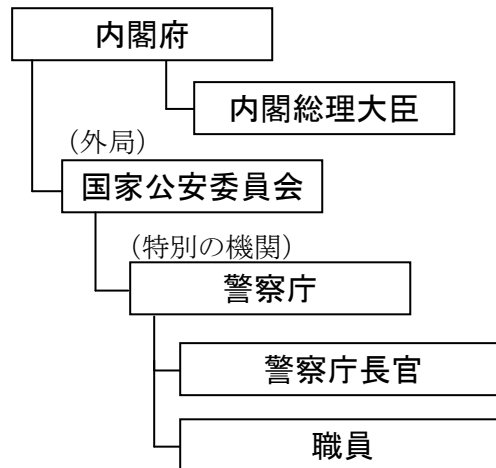
○警察庁

(内閣府の外局に属する特別の機関の長が、当該機関の職員の任免を行う)

【警察法】

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。



○原子力安全・保安院

(経済産業省の外局(資源エネルギー庁)に属する特別の機関の職員^{の任免}について、当該機関の長が行う)

【経済産業省設置法】

第二十条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

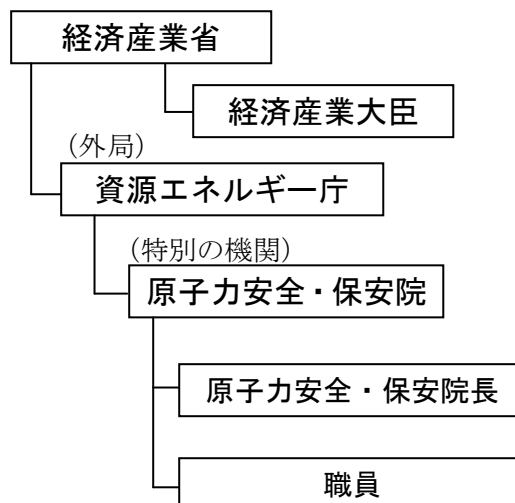
2 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。

3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。

5 原子力安全・保安院の職員(原子力安全・保安院長を除く。)の任免は、原子力安全・保安院長が行う。

6 原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。



《当てはめのイメージ》

○国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センターの職員(国民生活センター長を除く。)の任免は、国民生活センター長が行う 《法律事項》

○国民生活センターを消費者庁の特別の機関とした場合：

- ・国民生活センターの職員(国民生活センター長を除く。)の任免は、国民生活センター長が行う 《法律事項》